★華鐘グループのお知らせ

■ 華鐘グループの古林総経理が中国の永住許可証を取得

11 月 5 日、華鐘コンサルタントグループの古林恒雄董事長・総経理は中国のグリーンカードといわれる「中華人民共和国外国人永久居留証」を取得しました。中国の永住権証は右の写真のように、国家公安部が直接発行するもので、中国公民の「身分証」とまったく同じ大きさでデザインも良く似ています。すなわち外国人が中国人と同じ「身分証」を取得したようなもので、したがって今後古林総経理は中国内における旅行やホテルの宿泊はこの身分証を提示すればよい、ということになります。上海市入出国管理局窓口責任者の説明によれば、現在この永住権証を有する外国人は上海で約 4～500 名程度の由、華僑が多いので、純粋に仕事で中国に滞在する外国人はそれほど多くないのかもしれません。

この永住権証は有効期間が 10 年、1 年に 3 ヶ月以上滞在して悪事を働かない限りは更新されるようです。特徴的なことは本人のパスポート番号と連動していないので、パスポートを更新してもこの永住権証は更新する必要が無く、その代わりに、同氏のパスポートにあった 5 年間有効の多次入出国就業ビザ（Z ビザ）も取り消されてしまいました。今後、同氏はそのパスポートを見ただけでは中国の入国ビザが無い人ということになり、ビザの提示が必要な場合は一々説明しなければならないという面倒さが発生しそうです。

いずれにしても古林総経理のグリーンカードの取得は、華鐘コンサルタントの多くの人が様々な仕事を分担して行った結果得られたものであり、コンサルタント会社業務の一つの成果でもあります。

■ 中国における外国人の永住権証について

中国の検索エンジン「百度」に「中国、外国人、永住権証」を入れると、そのトップになんと「華鐘通信 116 号、2004 年 9 月発行」の記事が出てきました。以下は同号のフラッシュニュースの引用です。

2004 年 8 月 23 日、上海市は外国人の中国永住申請受付初日を迎えた。呉淞路 333 号の上海市公安局出入国管理局ビザ担当窓口（註：現在の出入国管理局は浦東にある）は熱気に包まれ、10 数名の外国人が列を作って中国永住居留証の申請を行った。

所謂中国版「グリーンカード」制度である『外国人の中国永住審査認可に関する管理弁法』は、本年 8 月 15 日に正式公布、施行され、国家公安部は 8 月 20 日に実施を開始する旨を宣言した。現在、上海市を訪れる臨時滞在外国人は毎年 200 万人、常住外国人は約 6 万人であり、うち上海市に定住権を有する外国人は 130 人を超え、その大多数は海外華僑の末裔である。改革開放以降、上海市公安局はアメリカ人耿麗淑ら 6 名の外国人に永住権を与えてきた。

永住資格の申請には極めて厳格な条件と手続きが求められるため、申請者は事前に当局に連絡をとって相談し、申請提出の時も同様に事前に申請面接時間の予約をしておく必要がある。